

計量器定期検査について

私たちは、日常生活の中で計量値（質量、体積、長さ等）を基に料金を支払っていることが多くあります。

計量法（平成4年法律第51号）では、商店、工場、病院、薬局、学校等で取引・証明用として使用している計量器は定期的に検査を受けることが定められています。

計量器は、使用することによって精度の劣化が起こります。そこでそれを防止するためには正しく使用することは勿論ですが、法律で定められた定期検査を受検することが大切です。定期検査は、性能・精度が一定水準に維持されているかどうかを検査するもので2年に1回となっています。

計量法では特定計量器を「取引又は証明に使用され、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係わる基準を定める必要があるもの」と定義しています。

取引・証明に使用される質量計の「非自動はかり」は、この特定計量器に含まれ、定期検査の対象となります。

- 1 検定証印・基準適合証印のない特定計量器は、取引・証明には使用できませんので、必ず検定証印及び基準適合証印のあるものを購入してください。



検定証印



基準適合証印

※ 家庭用計量器このマークが付いている計量器は取引・証明には使用できません。



- 2 定期検査の対象となる特定計量器（非自動はかり）は、次のとおりです。
 - ① 目量が10 mg以上であって、目盛標識の数が100以上のもの
 - ② 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、標記された感量が10 mg以上のもの
 - ③ 表す質量が10 mg以上の分銅
 - ④ 定量おもり及び定量増おもり

問い合わせ先

熊本市東区水源2丁目1番4号

熊本市計量検査所

電話 096-369-0610

令和2年度 小学校区別 定期検査月割表(西部地区)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
一新小学校区	富合小学校区	花園小学校区	西里小学校区	武蔵小学校区	(旧)松尾北小学校区	中島小学校区
城西小学校区	杉上小学校区	池田小学校区	川上小学校区	榆木小学校区	(旧)松尾東小学校区	小島小学校区
慶徳小学校区	隈庄小学校区	壺川小学校区	北部東小学校区	楠小学校区	(旧)松尾西小学校区	池ノ上小学校区
五福小学校区	豊田小学校区	高平台小学校区	銭塘小学校区	龍田小学校区	白浜分校	高橋小学校区
城東小学校区		春日小学校区	奥古閑小学校区	弓削小学校区	河内小学校区	城山小学校区
		白坪小学校区	川口小学校区	龍田西小学校区	芳野小学校区	大型はかり
		古町小学校区	中緑小学校区	黒髪小学校区		
			飽田東小学校区	碩台小学校区		
			飽田南小学校区			
			飽田西小学校区			
			清水小学校区			
			城北小学校区			
			麻生田小学校区			

熊本市指定定期検査機関

氏名	住所	連絡先	FAX
熊本市指定定期検査機関 NP0法人 てんびんの会	熊本市東区水源2丁目1-4	096-368-5320	096-368-5320

熊本市内代検査計量士（国家資格）一覧

氏名	住所	連絡先	FAX
M. A計量管理事務所 計量士 新 正美	熊本市北区八景水谷3丁目13-13	343-2828	343-2828
熊本市計量保全会 計量士 猪迫 寛	熊本市西区上高橋2丁目16-25	090-1363-2242	329-3248
古賀はかり製作所 計量士 古賀 敬介	熊本県荒尾市大正町2丁目2-23	0968-62-0123	0968-62-0162
長沼計量士事務所 計量士 長沼 敬輔	熊本市中央区帯山7丁目9-48	381-6183	381-6183
		090-5088-2958	

お手数ですが、検査手数料については、連絡先を記入しておりますので、直接お尋ね下さい。